

# 中条町・黒川村 合併協議会だより



編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号  
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp  
ホームページアドレス http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

## 合併の期日は平成17年9月1日、 議会議員については在任特例を適用

### 第5回中条町・黒川村任意合併協議会

四月二十八日、中条町・黒川村任意合併協議会の第五回  
会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。  
協議会では、平成十七年秋頃を目的としていた合併の期  
日が平成十七年九月一日と確認されました。また、議会議  
員の定数及び任期の取扱いについて、新市の条例定数は二  
十六人とし、旧町村の議員は平成十九年四月三十日まで在  
任特例を適用することが確認されるなど全十六議案が協議  
されました。

詳細は次頁をご覧ください。



長池公園

## 両町村の主要施設を視察

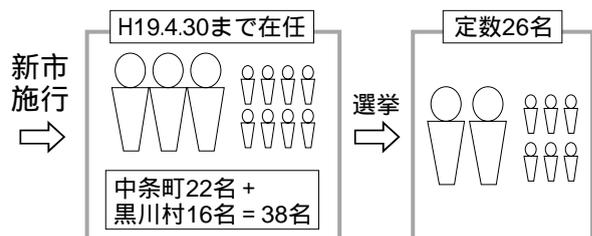
四月十五日、協議会の委員が、中条・黒川の両町村の主要  
施設を視察しました。

これは策定中の新市建設計画の議論を深めるため、両町村  
の実状を理解することを目的に実施されたものです。中条町  
では、チューリップフェスティバルの会場である「長池公園」  
を、また黒川村ではハム、ソーセージを販売する「地域活性  
化センター」などを見学し、両町村のこれまでの「まちづく  
り」を確認しました。

### 議会議員の定数及び任期の取扱い

#### 在任特例

合併関係市町村の議員で、合併市町村議会の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任できる



# 第5回協議内容

## 【協議事項】

### 議案第二号

#### 「合併の期日について」(確認)

第二回協議会において平成十七年秋頃を目途としていた合併期日は次のとおり確認されました。

合併の期日は、平成十七年九月一日とする。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。

### 議案第五号

#### 「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」(確認)

継続協議となっていた議会議員の定数および任期の取扱いについては次のとおり確認されました。

在任特例を適用し、定数および任期を定める。

議員の定数は二十六人とする。

旧町村の議員は、合併特例法第七条第一項の規定を適用し、合併後、平成十九年四月三十日まで引き続き新市の議員として在任する。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。

### 議案第七号

#### 「地方税の取扱いについて」(確認)

法人市町村民税の法人税割の税率についての継続協議となっていた案件については、次のとおり再提案され、確認されました。

法人市町村民税の法人税割の税率は中条町の例による。ただし、合併年度およびこれに続く五年度は不均一課税とする。

### 議案第八号

#### 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」(確認)

次のとおり取扱うことで確認されました。

- ・新市に一つの農業委員会を設置する。
- ・選挙による委員の定数は二十人とする。

- ・両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法の任期等に関する特例を適用し、平成十八年三月三十一日まで引き続き新市の委員として在任する。ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議する。

- ・新市における第一回目の選挙は、旧町村を区域とする二つの選挙区を設け、各選挙区の定数は、中条町十五人、黒川村五人とする。

### 議案第九号

#### 「国民健康保険事業の取扱いについて」(確認)

国民健康保険は、病気やケガのときに必要な保険給付などをとおして、みなさんの健康を支える制度です。

市町村が主体となるこの制度について確認されました。

- ・納税義務の発生・消滅については、両町村で差異がないため、現行のとおりで。
- ・保険証

- ・保険証の交付方法などは、両町村で差異がないため、現行のとおりで。
- ・国保保険給付

- ・絶対的法定給付(療養費など)については、両町村で差異がないため、現行のとおりで。
- ・相対的法定給付(出産育児一時金葬祭費など)については、両町村で差異がないため、現行のとおりで。

- ・国保助成事業
- ・人間ドック助成については、中条町の例により統一する。

- ・(2/3助成 2万4千5百円限度)
- ・脳ドック助成については、中条町の例により統一する。

- ・(2/3助成 2万2千円限度)
- ・国保運営協議会

## 用語解説



### 法人市町村民税

市町村内に事務所や事業所を有する法人に負担していただく税金です。資本等の金額と従業員の数に応じて負担する「均等割」と法人税額に応じて負担する「法人税割」があります。

### 不均一課税

合併後、新市の地方税をただちに均一課税することによって住民負担に不均衡が生じると考えられる場合は、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って不均一の課税をすることができるとされています。

### 国民健康保険税

国民健康保険の制度は、加入者が病気やケガをした場合に経済的に援助しあう、相互援助を目的とした制度です。

保険料の額は、医療費に応じて決められます。まず、その年の国保全体の医療費がどのくらいか予測し、その額から、受診のときに患者さんが負担する分と国の補助金を控除した額が保険税の総額となります。

### 法定給付

被保険者が業務外の事由により病

## 1世帯当たりの国民健康保険税額の決まり方

### 【医療分】

保険税の総額（その年に予測される医療費から国などからの補助金や病院などで支払う自己負担金を差し引いた分）を次の4つの項目に割振り、それらを組み合わせて1世帯ごとの保険税額が決められます。

- 所得割 - 世帯の所得に応じて計算
- 資産割 - 世帯の資産に応じて計算
- 均等割 - 世帯の加入者数に応じて計算
- 平等割 - 1世帯にいくらと計算

この4つの項目のうち  
所得割、資産割を応能割  
均等割、平等割を応益割  
といいます。

- ・構成については、各代表四人以内とするが、被用者保険等保険者代表2名を加えて組織する。
- ・任期については、二年（合併後選任から二年間）とする。
- ・開催回数、時期については、必要の都度開催するので、回数及び時期は定めぬ。
- ・審議事項については、現行のとおり。
- ・国民健康保険賦課  
税率については、統一する。
- ・賦課割合を次のとおりとする。
  - ・応能割 所得割9対資産割1
  - ・応益割 均等割8対平等割2
- ・合併年度は、現行のとおり。

### 「各種事務事業の取扱い 窓口業務に関することについて」（確認）

- ・戸籍届出書の受理については、本庁、支所で現行のとおり。
- ・記念樹交付（婚姻、出生届出時）については、制度を廃止する。
- ・届書等受理については、本庁、支所で現行のとおり。
- ・証明書等交付については、本庁、支所、交付所で現行のとおり。
- ・閲覧については、本庁のみで現行

のとおり。

住民基本台帳

- ・届出受理については、本庁、支所において中条町の例により統一する。ただし、世帯分離については、黒川村の例により統一する。
- ・住基ネット運用については、本庁のみで現行のとおり。
- ・住民票の交付については、本庁、支所で中条町の例により統一する。
- ・印鑑登録
  - ・届出受理については、本庁、支所で中条町の例により統一する。
  - ・印鑑登録証、印鑑証明の交付については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・外国人登録
  - ・受付事務については、本庁のみで中条町の例による。
  - ・登録原票の証明については、本庁、支所で中条町の例により統一する。
- ・窓口業務
  - ・昼休みについては、本庁、支所で現行のとおりとする。
  - ・窓口延長については、本庁のみで中条町の例による。
  - ・諸証明交付書については、現行のとおり。
  - ・郵便請求については、本庁のみで中条町の例による。

### 出産育児一時金

被保険者や被扶養者が分娩したときに、その分娩に要した費用に対する給付と出生児の育成に対する給付として出産育児一時金（家族出産育児一時金）が支給されます。

### 住基ネット

地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。

### 公的個人認証

自宅や職場のパソコンからインターネット申請や届出をするために、公的個人認証サービスを利用します。具体的には、Cカード（住基基本台帳カード）に電子署名と電子証明書の情報を入れます。これによって電子証明書を受けた人は、自宅からインターネットを使って行政機関などに申請を行うことができます。

## 公的個人認証

- ・認証業務については、本庁のみで現行のとおり。



## 議案第十一号

### 「各種事務事業の取扱いについて」 環境衛生に関すること（確認）

- ・公衆衛生事業
- ・集団下水路に対する支援については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・環境美化
- ・環境美化組織支援については、現行のとおり。
- ・推進団体（中条町住みよい郷土建設協会）の活動については、合併後に協会と協議する。
- ・害虫駆除
- ・害虫駆除に対する支援については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・乳剤の配布については、下水道の普及に伴い、合併後、3年を目途に廃止する。

## 廃棄物処理

- ・ごみ処理形態については、合併時に中条町の例により統一する。生ごみは、現行のとおり。
- ・収集袋については、現行のものを使用し、なくなり次第、中条町の例により統一する。
- ・処理手数料負担基準、手数料納付方法、処理手数料については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・ごみ分別収集については、現行のとおり。
- ・ごみの収集方式、回数については、現行のとおり。回数は、合併翌年度から中条町の例により統一する。黒川村の生ごみ収集は、週3回とする。
- ・補助対象物件、補助基準の設定については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・ごみステーション管理委託については、合併後、新市において検討する。
- ・ごみ排出量抑制対策については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・狂犬病予防事務
- ・予防注射の実施、犬の登録管理については、両町村で差異がないため、現行のとおり。

## 墓地、霊園

- ・区画、面積、使用料、使用制限については、黒川村の例による。
- ・許可申請については、両町村で差異がないため、現行のとおり。公害対策
- ・測点、調査地点については、重複している調査力所が無いので、現行のとおり。
- ・ごみの散乱防止条例については、両町村で差異がないため、現行のとおり。

## 議案第十二号

### 「使用料・手数料等の取扱い（その1）」について（確認）

- ・証明等の事務手数料については、両町村で差異がないものについては現行のとおりとし、両町村で差異があるものについては、合併時に統一することで確認されました。

## 議案第十五号

### 「介護保険事業の取扱いについて」（提案）

## 議案第十六号

### 「各種事務事業の取扱い 福祉事業

に関する事について」（提案）

## 議案第十七号

「保健事業の取扱いについて」（提案）

## 議案第十八号

「各種事務事業の取扱い 教育委員会に関する事について」（提案）

## 議案第十九号

「各種事務事業の取扱い 学校教育に関する事について」（提案）

## 議案第二十号

「各種事務事業の取扱い 社会教育に関する事について」（提案）

## 議案第二十一号

「各種事務事業の取扱い スポーツ振興に関する事について」（提案）

## 議案第二十二号

「使用料・手数料等の取扱い（その2）」について（提案）

以上議案第十五号から第二十二号について、今回提案説明があり、継続して協議していくこととなりました。

## 元村助役の片野徳蔵氏 『胎内川流域の わが郷土』出版

黒川村蔵王の片野徳蔵さん（七七）がこのほど、両町村の歴史をまとめた流域の郷土史を出版されました。

出版した本では、両町村の年表や人口・世帯数・財政状況などを表で紹介。集落ごとに、成り立ちやその集落から出土した土器などの写真を掲載し、大変読みやすくとめられています。

「合併の協議を機会に、若い人にも歴史を理解してもらいたい」との片野さんの意向により、合併協議会には同書50冊が寄贈され、両町村の各学校、官公署、区長をはじめ、図書館・図書室にも配置されましたので、ぜひ一度ご覧ください。

なお事務局には、まだ若干の残部があります。ご希望の方には無料でお分けしていますので、ご連絡ください。



## 大きく前進!

### 合併特例法改正

合併特例法の適用が、平成18年3月31日までの合併に実質1年間延長されることが濃厚となりました。

これは合併特例法の改正を含む「合併関連三法案」が、4月27日衆議院を通過したことによるものです。法案が参議院で可決されると、平成17年3月中に市町村で合併の議決を経た上、平成18年3月31日までに合併したものについて、3万人での市制施行や合併特例債・交付税の算入などの現特例事項が引き続き適用されることになり、当協議会にとっては朗報といえます。

これらの改正がほぼ確実になったことから、第2回協議会で提案していた「合併の期日」について、今回の協議会で具体的な期日（平成17年9月1日合併）を提案・確認したものです。

## 新市名称募集速報

県内外から663件  
（5月6日現在）

発表が楽しみ  
だなあ～



協議会では4月16日から新市名称を公募しています。

応募は全国の至るところから、応募はがき、Eメール等により、5月6日現在で152種類663件寄せられています。

名称公募結果や協議会での選考状況等については、次号以降の協議会だよりで発表していきます。

### 協議会委員の交代について

第5回協議会より協議会委員の交代がありました。

#### 【黒川村・自治会代表】

中村 利一郎 委員

桐生 喜四郎 委員

#### 【中条町・議会】

丸山 孝博 委員

丸岡 隆二 委員



桐生喜四郎 委員  
（黒川村）

この度中村さんの後任として微力ながら委員をお引き受け致しました。合併論議の背景にある基本的な問題（特に少子高齢化、財政問題など）を始めとして、現実と将来をよく考え、皆さんのご指導、ご意見をいただきながら一生懸命努めていきたいと思っております。



丸岡隆二 委員  
（中条町）

丸山委員の辞任に伴い、委員に選出されました。合併には、将来に向けしっかりと新市構想が必要不可欠であり、そこに、いかに住民の意志が反映されているかが最も重要であると思えます。

住民の声に耳を傾け、皆さんと共に任務を全うしたいと思います。

## 新市将来構想・新市建設計画検討事項

# これまでの地域づくりの成果と課題

新市将来構想および新市建設計画を策定するため、これまで両町村が行ってきた地域づくりのあり方について検証を行っています。今回、その一部を掲載します。

## 中条町

中条町は、平成10年第3次長期計画を策定し、その中で、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、中間年である平成15年に改訂版を作成しています。

### 1 国際感覚に溢れ、歴史と文化の薫るまち

昭和63年の南イリノイ大学（SIUC）新潟校開校から15年が経過し、中条町の「国際交流のまち」としてのイメージは定着しています。特に平成12年度からSIUC新潟校が実施している「イリノイアカデミー」には、現在も550名の児童・生徒が参加し、英語と外国文化に触れています。国際交流が地域の活性化に与える影響は大きく、近い将来、その効果も期待できることが予想され

ます。

また「板額御前奮戦800年祭」においてシンボル化に成功した板額御前とともに、奥山荘関連遺跡に代表される歴史・文化については、両地域共有のものであることから、生涯学習と観光の両面において今後も施策に位置付けが可能です。



イリノイアカデミーで楽しみながら外国文化に触れている

### 2 県北の中軸を担う交流拠点のまち

日本海東北自動車道の中条インタ

ーチェンジまでの開通を契機に社会資本の整備と産業充実を図ってきたが、景気の低迷などにより、企業誘致においては期待された成果が得られていません。

生活圏域・経済圏域の拡大は産業に与える影響も大きいことから、交流拠点としての役割を明確にしながら、立地条件の整った中核工業団地への企業進出と、交通便利な土地の有利性を活かし、観光産業の活性化を考えていかなければなりません。



日本海東北自動車道 中条ICの開通によって生活圏・経済圏が拡大

### 3 すべての人にやさしい健康福祉のまち

高齢化社会への取組みや子育て支援対策については、平成13年、保健福祉施設「ほっとHOT・中条」のオープンをきっかけに核となる施設が整備されました。

両町村の計画では、保健・医療・福祉の各事業の一体的な整備・充実を目標としていることから、更に加速すると予想されている少子・高齢化社会に向け、住民の立場に立った制度やサービス体制等、ソフト面での拡充を検討しなければなりません。



保健福祉施設『ほっとHOT・中条』は、元気な子供達の声が響く

### 4 新しい社会の仕組みを見据え、活気に満ちた行政を進めるまち

行政改革は着実に進展しています。が、事務事業評価での評価に基づき事務事業を見直し、成果を得るにはもう少し時間が必要です。

合併によるメリットを十分住民に提示しながら、これを機会に徹底した合理化を盛り込んだ上、行政改革大綱の精神を新市に引き継ぎ、新しいまちづくりの中でも行政改革を推進していかなければなりません。

# 黒川村

平成8年、黒川村は第三次総合計画「黒川村はばたきプラン21」を策定し、村民意識調査をもとに村づくりの方向性を示し、基本構想の中では次の5つの目標を掲げました。

## 1 地域に適した力強い産業づくり

農業基盤は着実に整備が進み、観光事業・地場産業との連携など1・5次産業的な経営戦略は、雇用促進を含めた地域経済の活性化に十分寄与していると考えます。特に地域ぐるみの観光の推進は、全国レベルと評されています。

今後は、観光事業における誘客のネットワークづくりと広域的な観点からPRが必要であり、中条町が持



地元の特産品を村営の観光施設で提供  
(上：そば処「みゆき庵」  
下：胎内高原ビール園)

つ国際交流事業や産業関連ネットワークを活用しながら、積極的な展開が期待されます。

## 2 豊かな自然と共生する快適な環境づくり

生活環境の整備は最も基本的な課題とされてきましたが、農業集落排水事業や道路交通網の整備・促進については大きな成果が見られます。

防災対策については、平成14年度総合的な見直しが行われましたが、無線施設の整備は計画の段階であることから、新市計画では、総合的な地域防災システムの構築が求められます。

自然の保護、花いっぱい運動、省資源・省エネルギー・リサイクルに対する取組みについても、計画の中で制度の再構築を検討します。



## 3 健康と安らぎの保健福祉づくり

保健・医療・福祉の各種計画については、これまで個々に策定されてきましたが、平成15年「黒川村保健福祉計画」の作成により、施策の一体性を図る上で大きな一歩を踏み出すことができました。

この計画では、各種福祉サービスの方向性が示されていますが、中条町の施策の方向とも接点が多いことから、両町村で行われている制度・サービス体制等を調整することにより、更なる制度充実が期待できます。

## 4 豊かな心と創造性に満ちた人づくり

教育面では、児童・生徒数の減少により、今後クラス運営が難しくな



環境に配慮し、生ゴミをリサイクル堆肥センター

る小規模校が増えることが予想されており、現に大長谷小学校では複式学級を導入している状況となっております。

小規模校の特徴を生かすという点では、地域住民や高齢者との交流を図るなど個性を尊重する教育が実践されていますが、教育環境の整備については国際化・情報化への対応と併せ、引き続き検討が必要です。

なお伝統芸能の継承については、新市の計画において、新たな位置付けが必要と考えます。

## 5 機能的に富む行・財政づくり

機能的な行政機構の構築、事務・事業の改善については随時実施しているものの、行政改革大綱及び実施計画は、総合計画の同様平成8年に策定されたもので、根本的に見直しが必要な時期にきています。

両町村の共通課題である人事管理の適正化については、新市建設に向けて協議を進めるとともに、職員研修の充実については、計画にも盛り込むことが肝要です。

# 合併Q&A

合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。その代表的なものを取り上げていきます。

**Q** 地域の歴史・文化は失われませんか？  
**A** 地域においてそれぞれ育まれた歴史・文化は

**Q** 中心部だけが良くなり、周辺部はさびれませんか？  
**A** 合併は、市民の皆さんが日常生活をより快適に便利に、そして、安心して安全に暮らせるまちづくりが基本です。このため、旧町村の個性や特性、住民の意向を考慮しながら新市建設計画を検討しています。

**Q** 黒川村役場が支所となることで不便にはならないですか？  
**A** 住民票の発行や税関係の証明書の交付などの窓口業務については、黒川支所で従来どおり行えるよう調整しており、合併前と同じサービスを受けられるようになります。

**Q** 今後とも新市の貴重な財産として守っていきますか？  
**A** 合併した場合、行政サービスは低下しませんか？

**Q** 両町村では、住民サービスの水準や使用料・手数料など異なっているものがありますか？  
**A** 基本的にはサービス水準は高く、負担は低く調整されており、合併によって住民への負担が急激に増加することがないよう配慮されています。

**Q** 新市名称募集の懸賞において、特別賞の対象となる新市名称候補とは何ですか？  
**A** 皆さんが応募した名称は応募数上位5点に選ばれます。その5つの作品が名称候補となります。特別賞は5つの作品の応募者の中から抽選により決定することとなります。

**Q** 新市名称募集の懸賞において、特別賞の対象となる新市名称候補とは何ですか？  
**A** 皆さんが応募した名称は応募数上位5点に選ばれます。その5つの作品が名称候補となります。特別賞は5つの作品の応募者の中から抽選により決定することとなります。

**Q** 両町村では、住民サービスの水準や使用料・手数料など異なっているものがありますか？  
**A** 基本的にはサービス水準は高く、負担は低く調整されており、合併によって住民への負担が急激に増加することがないよう配慮されています。

協議会ホームページに行政制度調整結果掲載

第5回協議会までで確認された行政制度調整結果をホームページに掲載しましたのでぜひご覧ください。



URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

【ホームページメニュー】

両町村プロフィール

合併協議会資料

合併協議会議事録

合併スケジュール

合併Q&A

次回協議会について

など

## 協議会を傍聴しませんか

第6回任意合併協議会  
 とき 5月24日(月)  
 午前9時30分から  
 (受付：午前9時から)  
 ところ 中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。

事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

事務局では皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)  
 TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail [hokubugo@iplus.jp](mailto:hokubugo@iplus.jp)

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>